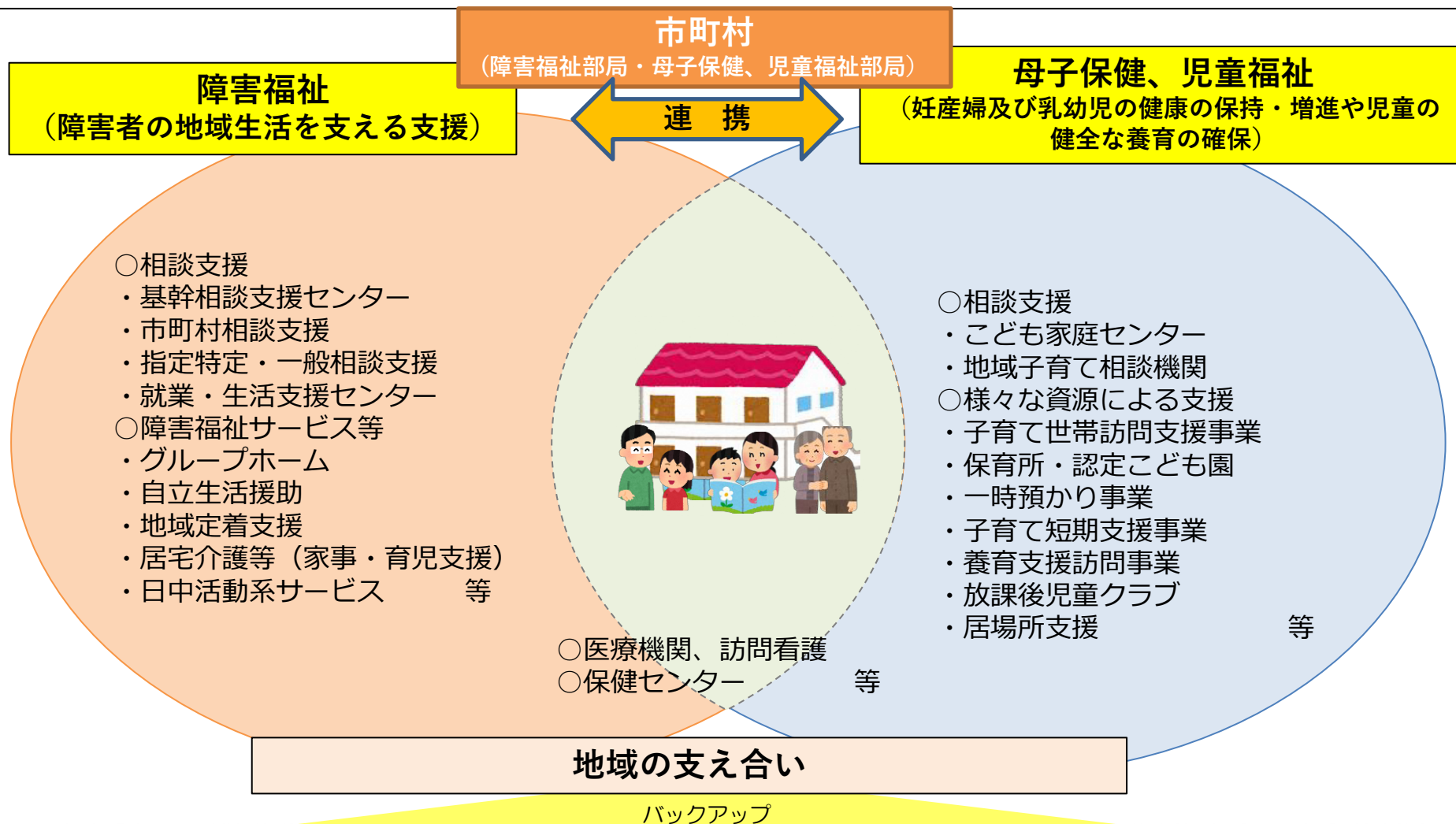
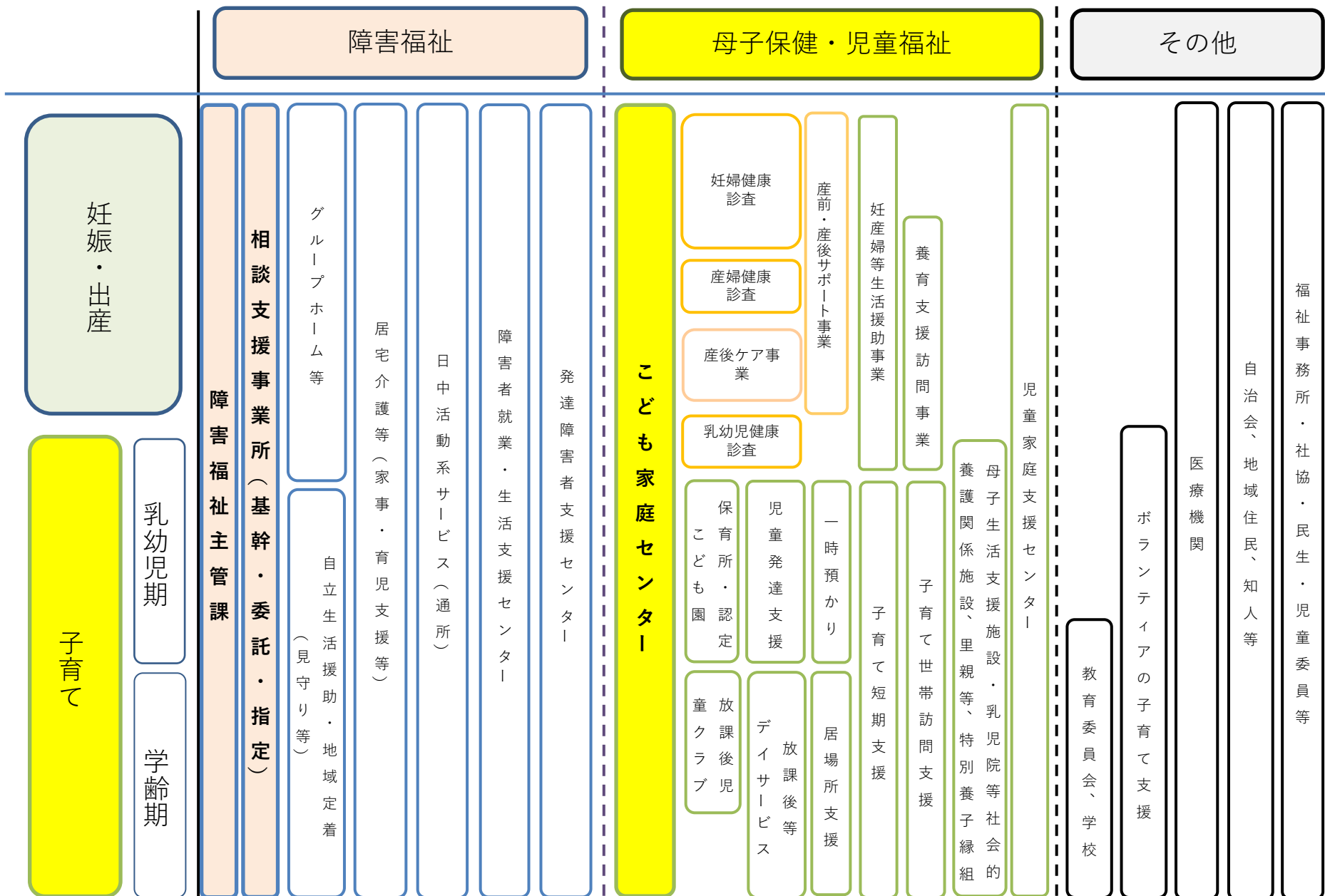


障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育て等の支援体制（イメージ）

- 結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ希望する生活の実現に向けた支援を推進する必要がある。
- このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが重要。



障害者の出産・子育てに関する主な施策・関係機関（イメージ）



※上記はあくまで施策の活用のイメージであり、個々の事例の状況やライフステージに応じて必要なサービス・支援は異なることに留意

自治体における連携体制の構築事例

(参考資料 1 事例 7 を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署	障害者の子育て支援における役割や支援場面
障害者 基幹相談支援 センター	・ 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応 ・ 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施 ・ 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施 ・ 障害のある両親とこどものいる家庭への支援に当たり、こども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施
市町村 障害福祉部署	・ 基幹相談支援センターのフォロー ・ 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討
こども家庭 センター	・ すべてのこどもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能
児童家庭支援 センター	・ 地域で生活するこども及び家庭への相談支援を実施 ・ 妊娠期からこどもが18歳程度（支援の狭間が起きないよう）まで切れ目なく支援 ・ 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング (月 1 回程度実施)

- ・ 庁内参加者
 - …母子保健・児童福祉部署、障害福祉部署、教育部署 等
- ・ 外部機関参加者
 - …基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター 等
- ・ 概要
 - …障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、こどもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討



「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

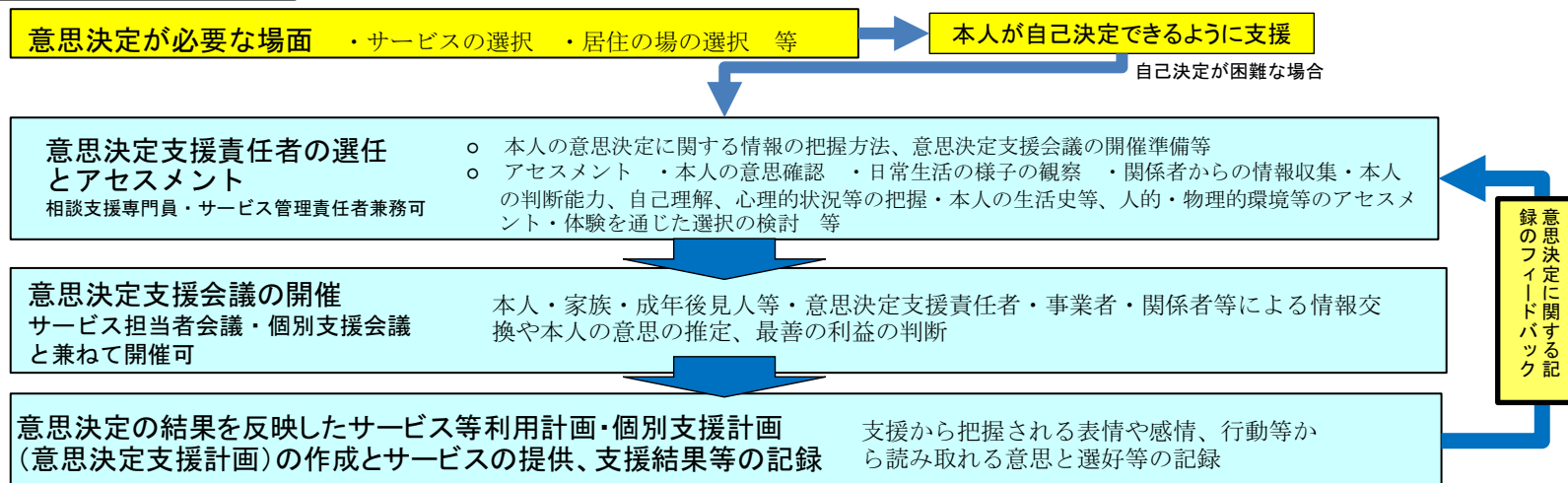
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

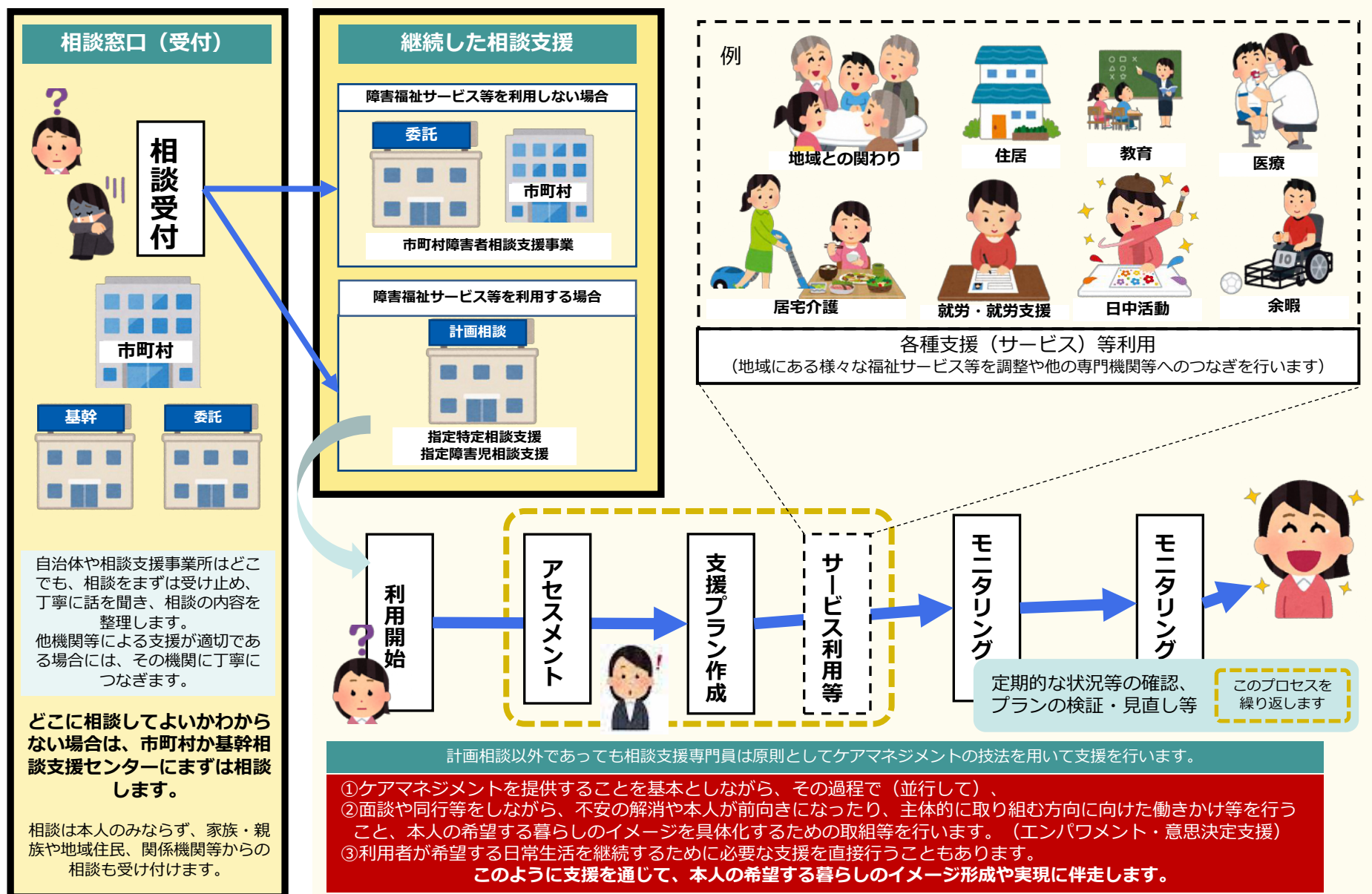
(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



障害福祉分野における相談支援の流れ



障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

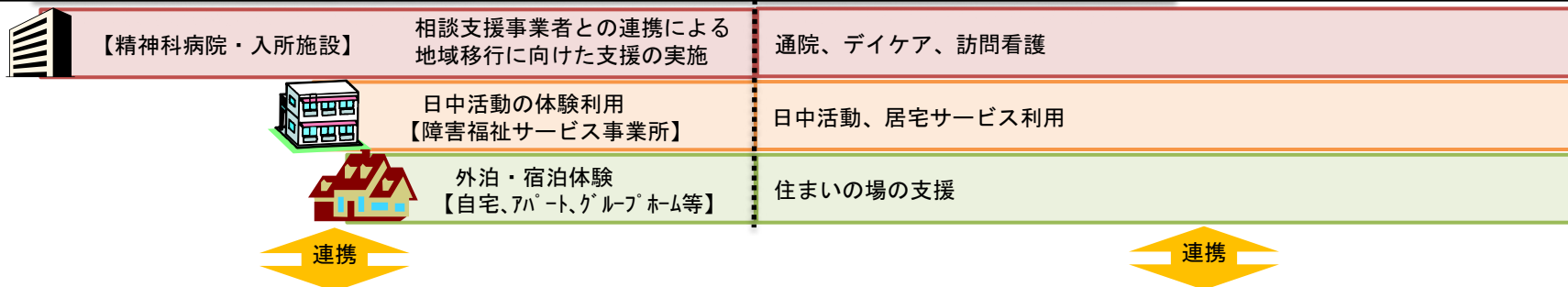
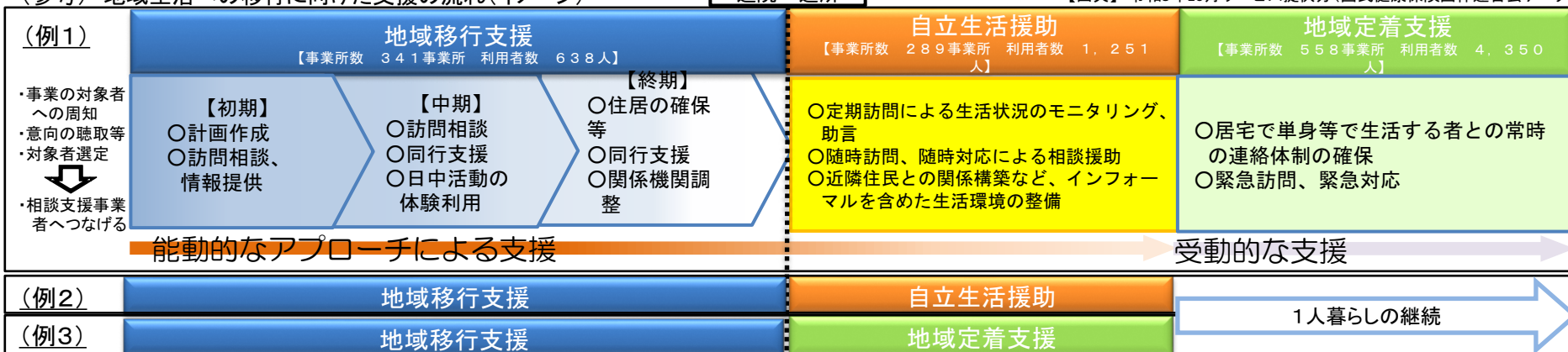
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和5年10月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

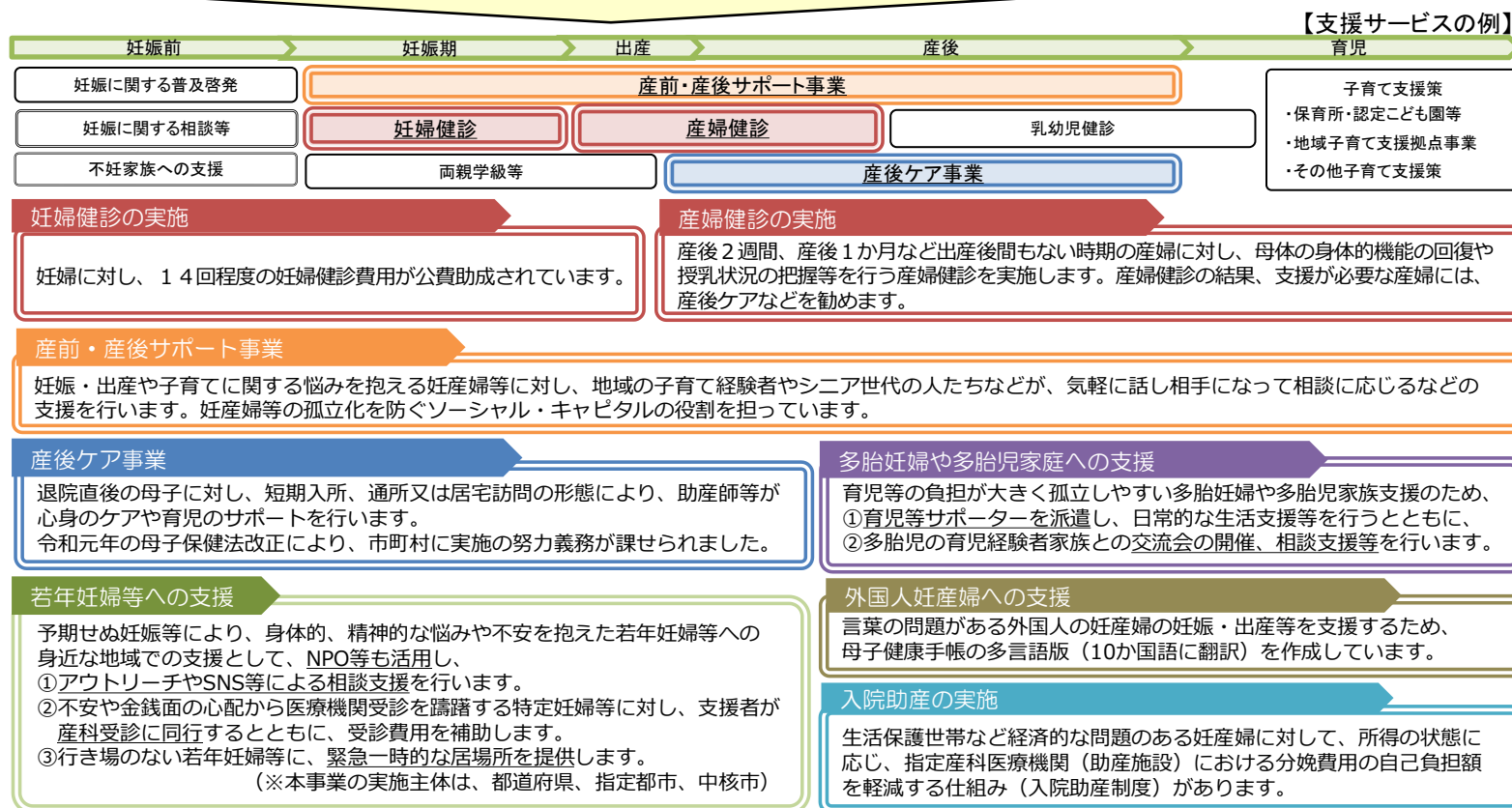
市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



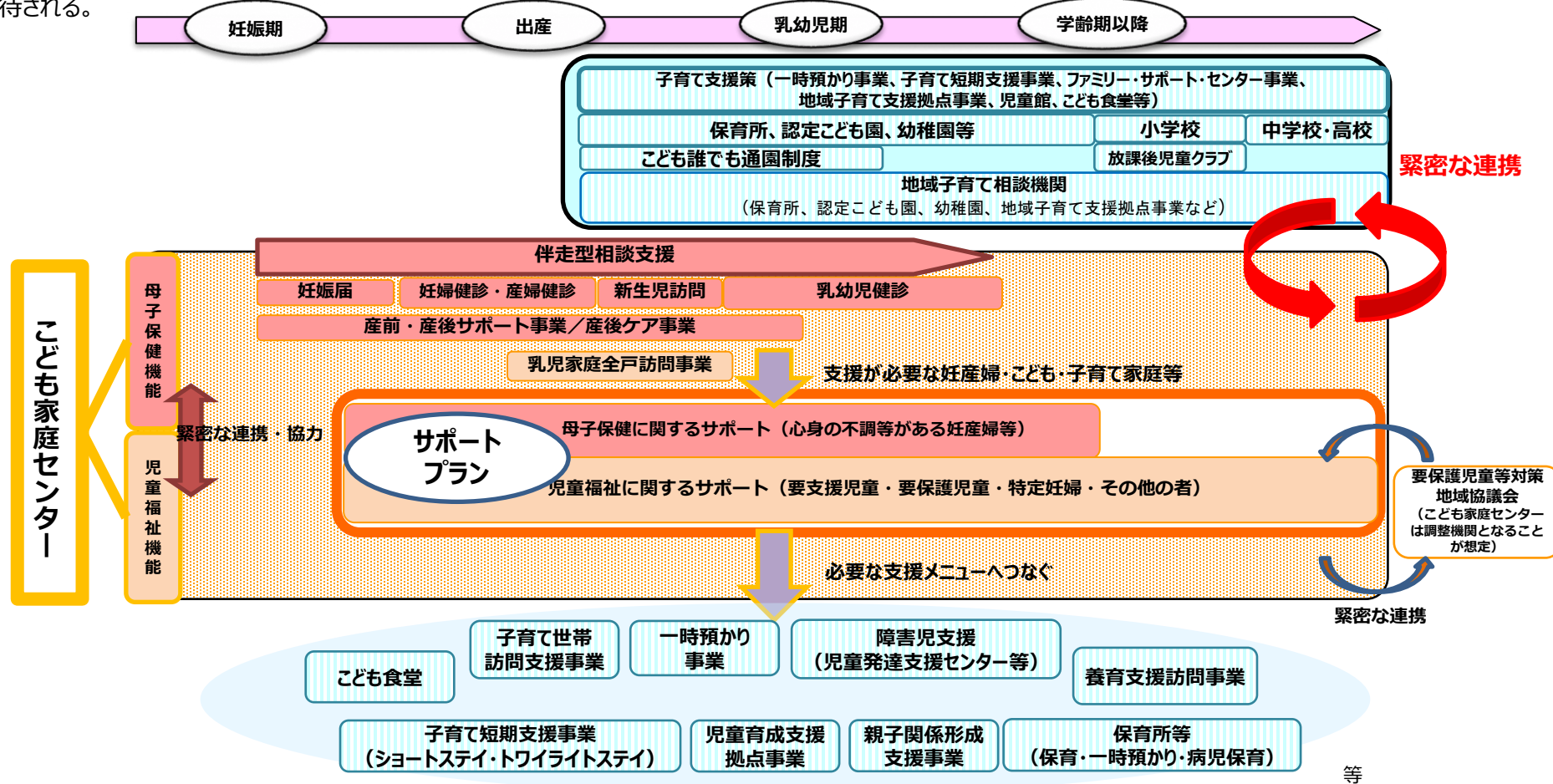
- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

こども家庭センターと各種子育て支援施策等との連携

○ こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等を行うにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。

○ そのためには、妊娠期からの伴走型相談支援や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をポピュレーションアプローチにより実施するとともに、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や地域子育て相談機関等からの情報提供を通じて、支援を必要とするこども・家庭を把握し、関係機関等とともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。

○ 上記の子育て支援関係事業として、こども未来戦略方針においてこども誰でも通園制度を創設することとされており、未就園児が本制度を利用することにより、これまで把握が困難であった気になる未就園児・保護者を見つけた場合にこども家庭センターへ情報共有を行うことで、必要な支援メニューにつなげていくことが期待される。



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

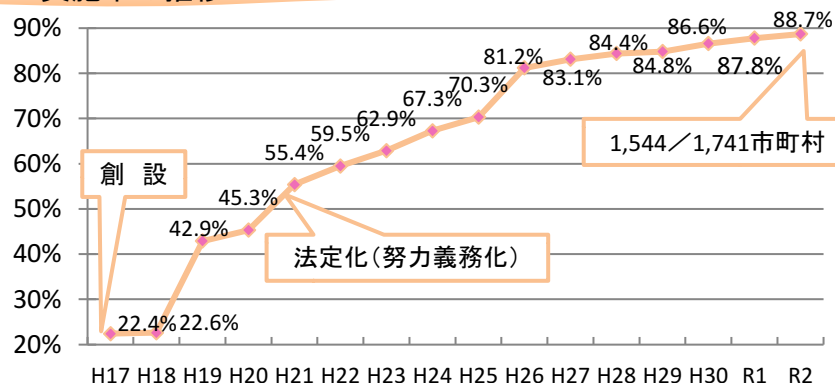
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

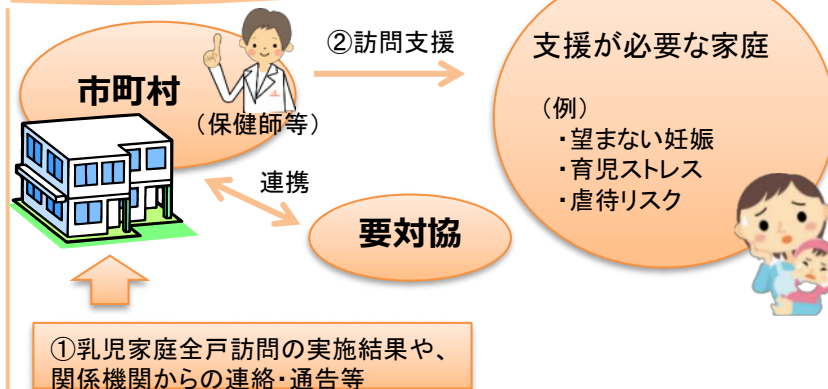
年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。
 - （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

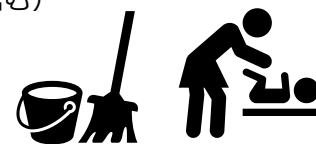
- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）

※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。

- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,500円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり900円、1件当たり560円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】

1 運営費

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数)

※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

3. 実施主体等

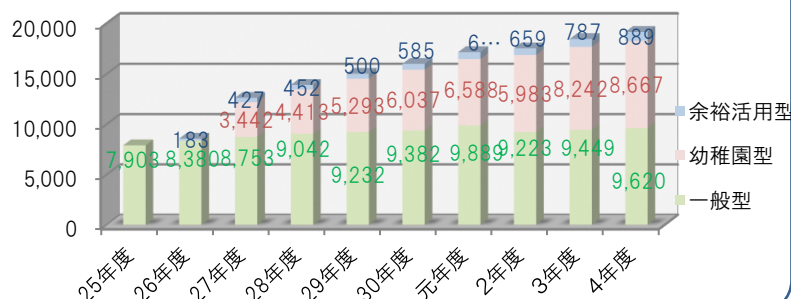
【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

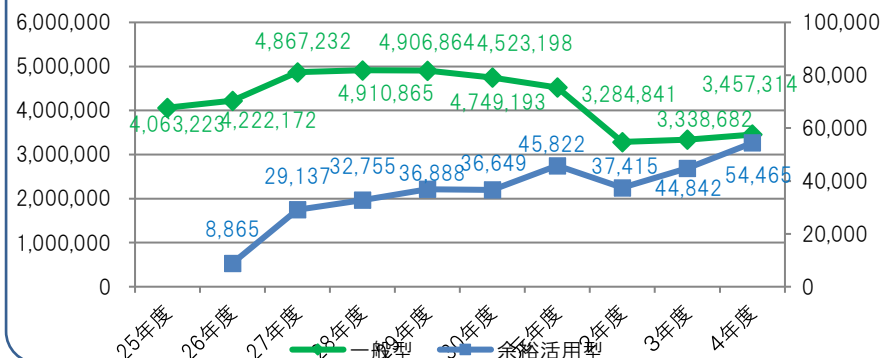
【令和6年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,833千円～49,077千円

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



一時預かり事業（利用者負担軽減分）

【事業内容】低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する。

【補助基準額】生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

※令和6年度から子ども・子育て支援交付金により措置

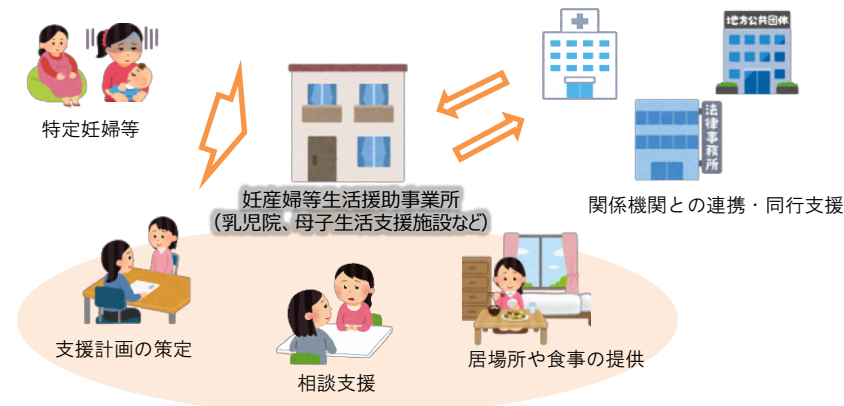
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分

1 か所当たり 30,250千円

イ 入居機能加算

- ・ 支援コーディネーター 1人
- ・ 保健師、助産師、看護師 1人
- ・ 母子支援員 1人
- ・ 個別ケース会議開催経費
- ・ 医療機関連携費用
- ・ 生活支援費
- ・ デイケア対応費

- ・ 宿直手当加算

1 か所当たり 1,606千円

- ・ 居室稼働加算

居室稼働450人日～900人日の場合

1 か所当たり 6,205千円

居室稼働901人日以上の場合

1 か所当たり 12,278千円

- ・ 居室確保加算

1 か所当たり 10,000千円

ウ 休日相談対応体制加算

1 か所当たり 1,300千円

エ 心理療法連携支援加算

1 か所当たり 887千円

オ 法律相談連携支援加算

1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4